

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和4年6月20日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時14分

出席者 委 員 委員長 小久保 かおる

	森 戸 雅 孝	大 浦 兼 政	氏 家 晃
	福 富 善 明	福 田 裕 司	中 島 克 訓
傍 聴 者	川 田 俊 介	小 太 刀 孝 之	雨 宮 茂 樹
	浅 野 貴 之	小 平 啓 佑	針 谷 育 造
	古 沢 ちい子	大 谷 好 一	坂 東 一 敏
	内 海 まさかず	青 木 一 男	梅 澤 米 満
	針 谷 正 夫	広 瀬 義 明	大 阿 久 岩 人
	小 堀 良 江	白 石 幹 男	関 口 孫 一 郎

事務局職員 事務局 局長 白 井 一 之 課 長 森 下 義 浩
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	増山昌章
危機管理監	間中正幸
経営管理部長	大野和久
地域振興部長	永島勝
地域振興部参事	飯島正則
地域振興部参事	佐藤義美
消防長	上岡健司
総合政策部副部長兼 総合政策課長	癸生川亘
スポーツ連携室長	小林博己
広報課長	茅原節子
危機管理課長	高久一典
職員課長	渡邊浩志
管財課長	清水孝之
財政課長	熊倉宜和
収税課長	茅原洋一
地域振興部副部長兼 地域政策課長	高野義宏
大平地域づくり推進課長	小島清
藤岡地域づくり推進課長	海老沼博
都賀地域づくり推進課長	川又俊行
蔵の街課長	押山好孝
渡良瀬遊水地課長	山野井広実
消防総務課主幹	中村聡
警防課長	本名義人
通信指令課長	小高照明
消防第1課長	中山全良

令和4年第4回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和4年6月20日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第60号 栃木市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第65号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第 3 議案第66号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
- 日程第 4 議案第57号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）
- 日程第 5 陳情第 3号 投票所の増設と期日前投票所の増設に関する陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小久保かおる君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（小久保かおる君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小久保かおる君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第60号 栃木市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第60号 栃木市長の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は17ページから18ページ、議案説明書は3ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の3ページを御覧ください。提案理由であります、本市の財政健全化を進めるに当たり、栃木市長の給与を減額する措置を講ずるため、栃木市長の給与の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の17ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます、次の18ページを御覧ください。条例案となりますが、第1条は趣旨規定でありまして、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の特例を設けることについて必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、市長の給料月額については、栃木市長の給与及び旅費に関する条例に定める額から30%を減額する。また、期末手当の算定の基礎となる給料月額につきましても同様に減額するというものでございます。

附則であります。第1項において、この条例は令和4年7月1日から施行するということ、第2項におきまして、この条例は令和5年3月31日、またはこの条例の施行の際、現に市長の職にある者の退職の日のいずれか早い日限り、その効力を失うというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第60号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（小久保かおる君） ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第2、議案第65号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第65号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は27ページ、議案説明書は18ページ、19ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の18ページを御覧ください。議案第65号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防団に配備中の消防ポンプ

自動車2台が老朽化したため、消防ポンプ自動車2台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。参考条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の27ページを御覧ください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、消防ポンプ自動車2台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては4,180万円であります。

4、取得相手につきましては、小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表取締役、渡辺圭一であります。

なお、本件の入札に参加した業者は4者で、落札率は98.89%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） お疲れさまでございます。

大綱質疑の中でもあったのですが、一応確認のために、まず常任委員会として改めて質問したいと思っておりますので、この使用状況、走行距離、使用年数も含めまして、交換する車等のご説明をもう一度お願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） ただいまのご質問につきまして、今回の更新する車両は2台ございます。1台が栃木市消防団藤岡第4分団第1部に配備するものでありまして、こちらの車両については平成15年10月の登録、現在の使用年数としますと18年4か月となります。走行距離が1万721キロであります。もう一台、こちらは栃木市消防団都賀第4分団第1部、平成14年9月の登録で、現在の使用年数19年9か月、使用走行距離が7,273キロでございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） すみません、確認させていただきました。

あと、今回の応札価格と応札率について、もう一度見解を聞いておきたいと思っております。適正であると考えておりますか。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今回の落札率につきましては、公正な競争の下、あくまでも予定価格と落札価格を比較した数字上の結果でありまして、本入札における予定価格は参考見積りから

適正な査定により作成しております、これまで購入した車両と比べまして、積載資機材の多少の違いがあっても明らかに落札額が高いというものではございませんので、適切な入札を執行したものと考えております。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） もう一つ質問させていただきます。

今回の車両の選定条件といいますか、メーカーについてなのですが、消防ポンプ自動車、救急車などは艀装メーカーが入札するのが一般的であると思っています。その中で、今回の車両選定はどのような選定となっているのか、今回の車両メーカーについて伺いたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） お答えします。

今回のベース車両のほうのメーカーでよろしいでしょうか。

○委員（大浦兼政君） はい。

○消防総務課主幹（中村 聡君） トヨタ自動車株式会社です。ダイナというトラックベースのものでございます。こちらは消防ポンプ車としての基準を満たしているシャシを使用しているものでございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） それでは、何を言わんとするのか想像ついているかもしれませんが、いろんなバスの入札も含み、今までの消防自動車もそうだったのですが、地元にある企業というものがもちろんございます。一般競争入札や指名競争入札の場合、地域要件というものもあると思います。これが物品の購入に対して適用されるものかどうか置いておいて、考え方として聞きますが、入札に対して、地域経済の活性化や地域経済の貢献を応募者に求めるものを指しまして、具体的には地元企業の下請などに対しての利用、地元企業からの調達、地域住民の雇用、地元企業への技術移転など、俗に農業関係でよく言うと地産地消とかそういう言葉もございます。そういった観点から大平にあります、あえてI社と呼ばさせていただきますが、そちらのほう関連企業もたくさんあります。働いている方もたくさんいます。市民税、住民税含め、そういったものの貢献もかなりあると思いますが、これからその地域要件的な考えの下、仕様書に対しまして、地元企業の利用促進を踏まえ、そういった地元企業を条件として付加することはできないのか、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） ご質問につきましては、まず平成29年3月12日に道路交通法が改正されまして、普通免許で3.5トン以上の車両が運転できなくなりました。このため、消防団で使用する車両は普通免許で運転ができる車両ということに必然的になっておりますが、このことから

ベース車両のシャシの部分はかなり限定されるようになりました。3.5トンを超えている車両では登録できないということになりますので、当方ではベース車両、シャシの部分を指定はしてはいたませんが、その基準であります3.5トン未満の車両が提供できるかどうかという問題も大きく関わるものでございます。このことから今回の車両はトヨタベースの車両に、艤装メーカーのほうで指定して作成するということになっております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 再質問いたします。そうしますと、先ほど言った大平のI社に関しましては、そのシャシが存在しないという意味なのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） そのとおりでございます。昨年度、また法律が変わりまして、現在のディーゼルエンジン積載の車両につきましては、排ガス規制の問題からベース車両として提供できなくなった、つまり3.5トンを大きく超えているということになります。今回の購入する車両につきましては、ガソリンの2駆ということで、重量を抑えた車種を、シャシを使うことになっております。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 分かりました。今回に関しましてはそういった条件があったということで、聞かれた方にもそうお答えできていると思っています。ただし、今後、私のお勧めします地域要件というもの、いろんな考え方を広く捉えていただきまして、ぜひ地場産業の発展、そういうものに気を使い、入札ができていけばいいなと思っていますので、前向きにご検討いただきたいと思いますので、これは要望で結構でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑は。

森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） ご説明ありがとうございます。先ほども話しましたように、入札状況とかそういったことについては大綱質疑の中でいろいろと聞かされていきましたので、了解するところではあります。今の質疑の中でも大体購入するポンプ車のイメージはつきました。

単純なところなのですけれども、これ今回2台というのは、同じポンプを2台使う、購入するというのでよろしいわけですね。

それと、これは可搬式なのか、自動車ポンプなのかということもちょっと併せてお聞かせいただければと思うのですけれども。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今回更新する車両につきましては2台同型のものでありまして、総重量3.5トン未満のダブルキャブのガソリンエンジンで、排気量が2,000ccです。消防ポンプ自動

車として、CD-1級という型式となっております。

○委員長（小久保かおる君） 森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、自動車ポンプでよろしいのですよね、可搬式ではなくて。その辺のところ再度お願いします。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） すみません。説明が不足しておりましたが、消防ポンプ自動車でございます、可搬積載車ではございません。

○副委員長（森戸雅孝君） 了解しました。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はないでしょうか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまでございます。

購入先が合資会社渡辺商店というふうなことでありますが、消防車用の場合は火災、災害のときにはすぐ出られるように整備をしておかなくてはならないですが、万が一故障とか何かあったときには迅速な修理は行っていただかないと、万が一のときに間に合わないということになっては困りますので、この合資会社渡辺商店においては、メンテナンス環境は万全なのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） まず、消防ポンプ自動車ですが、先ほども申し上げましたように特徴としてはシャシの部分と、それからポンプ等を載せる艀装の部分に分かれておりますが、修理の内容によりまして、シャシのメーカーに修理を依頼したり、あるいはその艀装部分に関しましては、製造するメーカーに依頼をしたりするところでありまして、今回の車両の製造会社は株式会社モリタというところになりますので、渡辺商店を通じまして、株式会社モリタで艀装の部分は修理を依頼することになりますので、十分点検はしておりますので、重大な故障というのはなかなかありませんけれども、万が一のときにはそのように対応いたします。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第65号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第3、議案第66号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

本名警防課長。

○警防課長（本名義人君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第66号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は28ページ、議案説明書は20ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが議案説明書の20ページを御覧ください。議案第66号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署藤岡分署に配備中の水槽付消防ポンプ自動車1台が老朽化したため、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の28ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては7,920万円であります。

4、取得相手につきましては、東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長、山北忠司であります。

なお、本件の入札に参加した業者は7者で、落札率は99.48%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 先ほどと同じ質問となってしまいますが、確認のためさせていただきます。

まず、使用状況の走行距離、使用年数、また今回の落札率と応札価格について適正であると、どう考えるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 本名警防課長。

○警防課長（本名義人君） ご説明させていただきます。

更新いたします車両につきましては、運用開始から23年が経過し、走行距離は約12万2,000キロメートルであります。また、落札率に関することですが、特段車両の金額的にも高いものでもなく、落札率につきましては予定価格と入札価格の差でありますので、特段問題はなく、適正であったと考えております。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 分かりました。先ほどこちらのほうの消防ポンプ自動車はトヨタということで聞いております。こちらのほうのメーカー名、車種名を教えてくださいよろしいでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 本名警防課長。

○警防課長（本名義人君） ご説明させていただきます。

メーカーにつきましては、日野自動車、シャシにつきましては、車の種類につきましてはレンジャーという種類になります。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） ありがとうございます。

先ほど消防ポンプ自動車につきましては3.5トン以上の免許の問題があるということで、今回、地元である大平のI社さんではなかったということで理解は得たのですが、こちらに関しましての確認ですが、そのI社では造っている車種ということで、これは例えばそれを選ぶことも可能であったのか確認させてください。

○委員長（小久保かおる君） 本名警防課長。

○警防課長（本名義人君） ご説明させていただきます。

消防自動車といいますのは特殊な自動車でありまして、数少ない艀装メーカーは開発するときにシャシも考慮して造っております。そういったところで、今回もですが、シャシについては落札いたしました艀装メーカーのほうで選定しておりますので、そういった形になりますとなかなか指定は難しいのかなと考えております。やはり違うシャシ等々を指定しますと、日程とかそういったも

のでかなり難しいところがあると思いますので、なかなかそれはできないかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 分かりました。おっしゃる意味ももちろん重々承知しています。今までもなかなかそういうものが変更できなかったというのは十分分かっています。ただ、先ほどのポンプ車のときも言いましたが、やっぱり地場の会社をしっかりと協力して応援していくという考えの下に、仕様書でそういう条件を付加していくというのもできることなら悪いことではないと思っています。それについての考えは問いませんが、消防長もずっと1問目、2問目と聞いてくださっていますので、今後そういったものができるのか、前もって条件が分かっていたら、そういう艀装メーカーも栃木市においてはというふうに考えてくれるかもしれませんので、前向きに検討していただきたいと思いますので、これは強く要望させていただきますので以上で、答弁は大丈夫です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） ご説明ありがとうございます。

今回更新するポンプ車の機能についてちょっとお聞きしたいと思うのですが、今回更新するのは23年の経過ということで、更新の内容的に水槽が1,500リッターの水を抱えたポンプ車を新たに更新するということですよ、23年の使用期間ということで。今回もシャシが日野レンジャーで、内容的に抱えている水槽の水の量というのは、今回更新する車両と同じものを購入予定なのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 本名警防課長。

○警防課長（本名義人君） ご説明いたします。

現在、藤岡分署のほうで使用しております水槽付消防ポンプ自動車と水槽の容量につきましては同じもので、1,500リッターの水を積んでおります。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） では、もう一つ機能的なところで、こういう水槽を抱えたポンプ車というのは火災現場にいち早く到着して、速やかな消火活動に当たるということが基本的なところなのだろうと思うのですが、そこで水槽車については放水銃というのが今ついているのですか。

○委員長（小久保かおる君） 本名警防課長。

○警防課長（本名義人君） ご説明申し上げます。

この新しい車両につきましても放水銃がついております。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） 分かりました。了解です。やはり水槽つきですから新調する前に、直ちに行って速やかな消火活動ができるということで放水銃がついているということで、はい、了解しました。ありがとうございました。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑は。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 前の議案第65号、今回の議案第66号も一緒なのですが、購入理由が老朽化ですよという理由なのですが、老朽化の定義について改めてお伺いしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 本名警防課長。

○警防課長（本名義人君） ご説明いたします。

消防自動車等の安全基準というものがございまして、そちらでは15年という期間が目安になっております。そういうのを目安として老朽化ということが言えるのではないかと思います。また、部品の供給の問題もございまして、故障しても直せないなどの事情が出てきますので、そういったことから老朽化と言えるのではないかと考えております。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今回3台ということなのですが、近々で本市の老朽化に値するような台数というのはどれくらいあるのでしょうか。何台くらいあるのでしょうか、ほか。

○委員長（小久保かおる君） 本名警防課長。

○警防課長（本名義人君） ご説明を申し上げます。

栃木市消防署には20年使用、運用開始から20年超えるものが、今回更新されます水槽付消防自動車を含めまして3台ございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうすると合計3台で、1台は今回交換ということなので、あと2台が今後の計画に近々で入ってくるということでよろしいのですね。

○委員長（小久保かおる君） 本名警防課長。

○警防課長（本名義人君） そういうことになると思います。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することを決定いたしました。

ただいまから議案第66号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（小久保かおる君） ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

◎議案第57号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第4、議案第57号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第57号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和4年度栃木市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,100万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ676億7,084万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費は、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表、繰越明許費によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、5ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第2表、繰越明許費につきましては所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、19ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書であります。19ページは歳入、

次の20、21ページは歳出の総括表となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明をさせていただきますので、22ページ、23ページをお開きください。

15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額1億6,907万2,000円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施に当たり、国の補正予算による交付金の配分があったため、増額補正をするものであります。

次の外国人受入環境整備交付金につきましては、栃木市国際交流協会へ交付する外国人住民支援事業交付金について国庫補助を受けることとなったため、増額補正するものであります。

次に、24ページ、25ページをお開きください。19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額4,682万円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として、基金から繰り入れるため増額補正をするものであります。

次の16目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額699万9,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、渡良瀬遊水地活用促進事業費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、21款5項4目2節雑入は、補正額3,067万円の増額であります。説明欄のスポーツツーリズム参加者負担金等（総合政策課）につきましては、渡良瀬サイクルパーク管理運営事業に対する一般財団法人地域活性化センターからのタイム計測システム整備に係る助成金を受け入れるため増額補正するものであります。

次の市民総合賠償補償保険金等（地域政策課）につきましては、コミュニティ助成事業費に対する一般財団法人自治総合センターから助成金を受け入れるため、増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終了し、引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたしますので、26、27ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、財源内訳欄にありますように、外国人住民支援事業交付金に国庫補助金を財源充当するため補正するものであります。また、次ページ以降、補正額ゼロ円と表記されている目がございますが、同様の理由により財源補正が必要となるものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

次に、2目文書広報費は、補正額214万7,000円の増額であります。説明欄のシティプロモーション事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、本市観光情報のPRを実施するとともに、効果を検証するため、委託料を増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額70万円の増額であります。説明欄の庁舎管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、本庁舎内の会議室等に空気清浄機を設置するため、器具購入費を増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額319万円の増額であります。説明欄の渡良瀬サイクルパーク管理運営事業費につきましては、藤岡渡良瀬運動公園内に整備した自転車専用コースの利用促進を目的として、タイム計測システムを整備するため、委託料を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額4,539万6,000円の増額であります。説明欄のコミュニティ助成事業費につきましては、富士見町自治会における備品購入、富吉戸崎自治会及び木の北自治会における公民館改築工事に対し、一般財団法人自治総合センターから交付される助成金を各自治会へ交付するため、補助金を増額補正するものであります。

次の渡良瀬遊水地ハートランド城管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、来館者の体温測定を行うサーマルカメラ設置のため、器具購入費を増額補正するものであります。

次の藤岡遊水池会館管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として空調設備の改修工事を行う必要が生じたため、また来館者の体温測定を行うサーマルカメラ設置のため、工事請負費等を増額補正するものであります。

次の渡良瀬遊水地活用促進事業費につきましては、本市及び渡良瀬遊水地のPRを目的として、熱気球の製作等業務を委託するため増額補正するものであります。

次の地域おこし協力隊活動事業費（渡良瀬遊水地課）につきましては、地域おこし協力隊員の任期を最大2年間延長できる特例が創設されたことから、任期満了となる隊員について引き続き活動業務を委託するため、増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額598万6,000円の増額であります。説明欄の大平地域公民館施設整備事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を含めた空調設備の更新工事が必要となったため、増額補正するものであります。

次の自治公民館建築費等補助金につきましては、富吉戸崎自治会及び木の北自治会における公民館改築工事に対し、補助金を交付するため増額補正するものであります。

次に、28ページ、29ページをお開きください。2款2項1目税務総務費は、補正額7万8,000円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費（収税課）につきましては、新たに採用した職員について通勤手当の支給が必要となったため、増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして40ページ、41ページをお開きください。8款4項5目まちづくり事業費は、補正額200万2,000円の増額であります。説明欄の歴史まちづくり事業費につきましては、旧金澤呉服店の修繕について、修理箇所の増加により実施設計業務を委託する必要が生じたため増額補正するものであります。

次に、42ページ、43ページをお開きください。9款1項1目常備消防費は、補正額737万2,000円の増額であります。説明欄の感染症対策資機材購入事業費につきましては、救急搬送時の新型コロナウイルス感染症対策として、使用する資機材について増強するため、消耗品費を増額補正するも

のであります。

次に、3目消防施設費は、補正額474万8,000円の増額であります。説明欄の消防庁舎感染症対策事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、来署者の体温測定を行うサーマルカメラ設置のため、器具購入費を増額補正するものであります。

次の高機能消防指令センター整備事業費につきましては、119番通報等の受信体制業務を継続しながら、新消防庁舎へ整備するに当たり、実施設計業務を委託する必要が生じたため増額補正するものであります。

以上で令和4年度栃木市一般会計補正予算（第2号）に係る所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 27ページ、よろしいですか。渡良瀬サイクルパーク管理運営事業費で、説明がちょっと聞き取れなかったので、タイム計測システム整備委託料ということがあるのですけれども、この内容について説明をお願いしたいのですが。

○委員長（小久保かおる君） 小林スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（小林博己君） 私のほうから説明をさせていただきます。

こちらのほう、昨年度完成しました渡良瀬サイクルパークにおいて、タイム計測ができるような形での計測システムを今回導入するということでありまして、こちらのほうは10分の10の補助金をいただくのですけれども、そのうち一部外国製品が少し入っているものですから、為替の関係で当時135円で見積り取らせていただいたものが、為替のほうは少し円安に動いているものですから、こちらのほう150円の設定で買わせていただいて、一部一財のほうが含まれているというものになります。これをもちまして、計測システムができることによって、今度来場された方々の計測会とか、レースに当たって計測システムを使って、そのレースをする際にレンタルをしなくて済むような状況になりますので、そういった活用を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） タイム測定のやつなのですけれども、これはどなたか立会いをするとか、使い方について大分内容について今動き出しているところなので、今後活用するためにはどのような使い方をされるのでしょうか、もっとお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 小林スポーツ連携室長。

○スポーツ連携室長（小林博己君） お答え申し上げます。

これは、今、渡良瀬遊水地の中でタイム計測とかを行ってレースを行っている状態になりますけれども、それを一々レースを主催する側のほうがレンタルをして活用しているようなので、かなり経費がかかっている部分になります。1回20万円から30万円ぐらいレンタルのほうがかかる予定です。それぞれチップがありますので、回収できるチップを200個今回購入するような形にさせていただいて、レースをするときに使うであるとか、先ほど申し上げたタイム計測会というのを募集をかけて、申込みをいただいて、そちらのほうを計測することになります。今導入というか、そういったメーカーさんの、運営会社さんの使っているものとほぼ同じような計測システムを導入することになりますので、そういったものを今レースをやっている段階からスタッフのほうが学んでいるような状況になっていまして、当然導入されたときには1回、2回、一緒にメーカーさんのほうに行っていただくような状況になりますので、そういったもので現場のほうの委託管理会社のほうで、そういった対応ができるようになればというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 渡良瀬遊水地、渡良瀬運動公園なのですけれども、今まではなかなか輝くものがなかったので、これをキーワードとしてPRしていただければと思います。要望です。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 同じく27ページなのですが、コミュニティ助成事業費、先ほどの説明で富士見町、それから富吉戸崎、木の北ということで、富吉戸崎と木の北に関しては、公民館の建設のほうと絡んでくるのかなと思うのですが、富士見町に関しましてはどういった事業なのかご説明願います。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） ご説明いたします。

富士見町につきましては、現存する富士見町の公民館、この建設自体は行わず、必要な備品などを取りそろえるものですが、実は3年ほど前の水害の際に、富士見町公民館につきましても被災してしまったために、様々な備品、公民館で使うものですが、そういったものが使いにくくなっている、またはもう使えない状況になっている。それらを一新するというようなことで、予算230万円ほどいただくものでございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 富士見町のほうは備品ということで理解しました。今、230万円ほどというふう到最后あったかと思うのですが、富吉戸崎、そして木の北のほうはお幾らになるのか、全てお答えいただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） それでは、具体的に金額を申し上げます。富吉のほうでございますが、1,040万円でございます。木の北のほうでございますが、1,500万円でございます。先ほど申し上げました富士見町の230万円と合わせまして、全体で2,770万円ということになります。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 公民館の新築で、富吉戸崎、木の北が出ているわけなのですが、これは本年度当初予算に計上できずに、今回の補正で上がってきたというのはどういった理由でなのかご答弁いただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） こちらのコミュニティ助成事業なのですが、端的に申し上げますと、これは国に関連する団体、一般財団法人自治総合センター、全国組織ですけれども、そちらから栃木県経由で助成をいただくものです。その助成をいただく決定された内示の日が本年3月31日、昨年度末いっぱいのところでございます。そういった事情から今年度の当初予算に計上することがかなわなかったということで、6月の補正予算に計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 内示が3月、年度末だったということで理解のほうはいたしました。木の北自治会の方からいろいろお話があるわけなのですが、ウッドショックなどで材木もなかなか入ってこない、半導体を使うような設備のほうもいつ導入できるのか分からないということで、できるだけ早く公民館の建築の契約を結んで、建築のほうに早く入りたいというふうにお話のほうを聞いているわけなのですが、この補正の議決が29日になって可決されることを前提としてお話をしますと、その後の29日に議決されて契約するまでにどういったことを自治会としてしなければいけなくて、それにはどのくらい時間的なものがかかるかというのを教えていただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） ご心配されているのはごもっとものとおりでございまして、こういった交付金助成金などの場合は年度完結ということで、今年度中に建設が終わ

り、最終的に請求していただくということも必要でございます。そういったことから、内示は3月31日ということで、昨年度末いっぱいいっぱいございましたけれども、発注の準備はどうやら設計やら、それから具体的に公共でいいますと入札みたいな手続になってくると思いますが、そういった部分ぎりぎりまで進んでいるということで伺っております。これはもちろん木の北だけではなく、富吉のほうもそうだと思うのですが、6月、今月の会期末でもしご承認いただいて、こちらの予算が確定した場合には、速やかに決定の手続をいたしまして、業者に発注し、建設に入ってください。通常ですと、恐らくきちんとした形で着工するまでに1か月程度はかかってしまうと思うのですが、準備期間をできるだけ今現在、内々では進めていただいているというふうに伺っていますので、それを少しでも短くし、また建設も先ほどお話ありましたとおり、資材のことだけではなくて、現場の人工のほうもなかなか調達しにくい状況になっているというふうに伺っています。そういった部分、できるだけスムーズに進めていただいて、年度内に完結していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 説明のほうよく分かりました。自治会の方にとってみれば、なかなか公民館の建設というのはしょっちゅうあるものではないもので、非常に心配の聲が私のところに届いておりますので、ぜひとも補正予算成立後のフォローに関しましてはよろしくお願いを申し上げたいと思います。これは要望でございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はありませんか。

森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） 今の氏家委員の関連なのですが、今の富吉戸崎自治会と木の北の公民館の建築ということで、補助金に誤差があるのですが、この補助金の算出法というか、そういったものは平米単価でどのくらい、あるいは公民館の機能というか、内容的なところも加味しての補助金の算出なのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 高野地域政策課長。

○地域振興部副部長兼地域政策課長（高野義宏君） こちらのコミュニティ助成事業費の補助の考え方ですが、建設費につきましては、いわゆる躯体、建物建築費につきましては5分の3の助成というふうになっております。5分の3です。60%です。また、備品の調達費につきましては10分の10、これは10割です。それで、建築費用を算出していただき、規模によってももちろん違いますが、5分の3の助成率になりますけれども、建築のほうは5分の3になります。上限が1,500万円、先ほど申しあげました木の北が1,500万円、上限いっぱいだと思います。富吉のほうはそれで計算いたしまして5分の3、6割に相当する金額が先ほど申しあげました1,040万円という形にな

っております。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） なるほど分かりました。そういったことで建築費の5分の3の助成ということで了解いたしました。

続けていいですか。

○委員長（小久保かおる君） はい。

○副委員長（森戸雅孝君） そうしたらもう一つ、今度は別な、同じ27ページなのですけれども、当初説明があったシティプロモーションの事業についてなのですけれども、先ほどのお話ですと、コロナの収束を見据えてというようなことで、これを委託する委託料として214万7,000円ということがこちらで計上されているわけなのですけれども、情報発信と検証業務ということで、この情報発信、これからどう本市をプロモートしていくのか、その辺のところの情報発信方法や検証について具体的にお聞かせいただければと思います。

○委員長（小久保かおる君） 茅原広報課長。

○広報課長（茅原節子君） お答え申し上げます。

こちらは、関東近郊に住む旅行好きなユーザーの方をターゲットに絞りましたSNSのサイトで情報発信を行おうと考えております。その際、サイトを見た方が、どこに住んでいる、どれぐらいの年代の方の、どんな職業の方がそのサイトを見たのかというのを分析した上で、分析結果を基に広告などを打っていきたいと考えております。それを基に宿泊客がどれぐらい伸びたかとか、どのような方が、どういう事情で泊まったか、もしくはそのサイトを見たけれども、どうして宿泊しなかったか、その辺とかも検証することができるので、それを基に今後のシティプロモーションのほうに生かしていければと考えております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） 了解しました。よく分かりました。ぜひひとつ本当に本市のプロモートしっかりとやって、そして栃木市を訪れる人たちの人数が増えることを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（小久保かおる君） ほかに。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 同じく27ページ、渡良瀬遊水地活用促進事業費の熱気球製作等業務委託料について伺います。栃木市で所有しているというのが、この熱気球、今後コロナ禍も落ち着いてくると観光促進、またふるさと納税、企業版ふるさと納税でも期待ができるコンテンツだと思っておりますが、イチゴの気球があったと思いますが、今回造るものというのはまた特徴的なものなのか、ま

た今栃木市が所有しているという言い方になるのか、何台、何基あって、どのような形なのか教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、栃木市で所有している熱気球でございますが、まず2基ございます。1基につきましては、通称ハートランド号という名で呼んでいるわけなのですが、そちらについては本市で作製をいたしました。

もう一基、レッドベリー号ということで、イチゴの形をしたものがあるのですが、こちらについては寄附を受けたものでございます。そして、今回新しく造る予定のものでございますけれども、はっきりとはデザインはまだ決まってはいないのですが、内輪というか内々では、栃木市はイチゴが特産ですので、現在のレッドベリー号も非常に評判がいいということで、今回もイチゴの形を模したものを造ろうかということで今考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第57号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議事の終了しました執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎陳情第3号の上程、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第5、陳情第3号 投票所の増設と期日前投票所の増設に関する陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩崎書記。

〔書記朗読〕

○委員長（小久保かおる君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などをご自由にご討議いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言お願いいたします。

森戸委員。

○副委員長（森戸雅孝君） いろいろと今陳情内容についてご報告あったわけなのですけれども、私としてはこの陳情内容を見ていてちょっとどうかなというような思いがあるのは、陳情趣旨の中で高等学校への増設ということがあるのですけれども、これ本市に限って、理由の中にも、去年の4月の選挙ということでも出ていますけれども、市長選、市議選の場合は4月の選挙なのです。高校生は18歳になるのに、なってからの投票有権者ということになるわけなのですけれども、4月の段階で果たして有権者になっている高校生がどのくらいいるのかと、高校に設けたからと、また近所から高校のほうまで足を運ぶというのもちょっと考えにくいかなという点と、商業施設のほうについても増設ということで、今実際にイオンもあるし、あるいはまたこの設置場所についてもある程度有権者数とかいろいろとそういったこともあるのだらうと思うのですけれども、そういった点からいろいろと考えてみると、この件につきましては私は不採択ということで結論づけ、私なりの意見でございました。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかにご発言はございませんでしょうか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） ここで陳情を出されているのは増設です。高等学校とか商業施設、期日前投票所の増設というようなことで、場所的には分かりますが、果たして増設して、有権者が行ってくれるかというふうなことは心配です。やっぱり行ってもらう、主権者教育というのが私は大事だと思うのです。ですから、やはり子供のときから主権者教育、1票の重要性というのをこれからもどンドンと教育の場、いろいろなところで教えていかななくてはならないと思うのです。それがない限り、場所を増設しても私は投票率は上がらないと思います。ですから、これに関しては、私は否決でいいと思います。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかにご発言ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ほかにご意見等がないようでありますので、ただいまから陳情第3号

について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立なし〕

○委員長（小久保かおる君） 起立はございませんでした。

したがって、陳情第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小久保かおる君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時14分）